

ADVENTURE in Kofu Scramble Park

広場の新しい使い方募集！応募要項

1. 目的・趣旨

(1) 社会実験の目的

公共空間利活用の社会実験「Adventure in Kofu Scramble Park」は、「民間主導の公民連携によるまちづくり」を推進するために、民間主体による多様な公共空間の利活用を通じて、「甲府のまちなかの新たな日常」を市民の方々と考えることや、新たなまちづくりの担い手を発掘すること等を目的としています。その実験の対象地として、官公庁や商業施設が近くに立地し、暫定的な利用が続く「舞鶴城公園南広場（県民会館跡地）」を選びました。

今年は、新型コロナウイルスによる影響で、“3密”を避けるべく屋内での商業活動・文化活動が制限される中で、屋外の公共空間の重要性が高まっています。今年度の社会実験は、ウィズコロナ、アフターコロナ時代の新たな屋外公共空間のあり方について検討を行う目的も付与されています。

(2) 本企画の趣旨

本企画では、当広場における利活用企画とその企画の実施者を公募します。新型コロナウイルス感染対策を万全にしながら、新たな広場の使い方のアイデアを企画し、実際にやってみたい方を募集します。

みんなで広場を「つかう」ことで、将来どのような広場を「つくる」のが良いか、どのような「まちなかの日常」が良いかを考えるきっかけをつくとともに、この機会を通じて一緒に「まちづくり」に取り組む人が増えることも目指しています。

2. 応募・実施期間

・応募期間：令和2年9月11日～9月24日（一次募集）

令和2年9月25日～10月8日（二次募集）

・実施期間：令和2年9月25日～11月30日

3. 実施場所

舞鶴城公園南広場（県民会館跡地）

4. 応募条件

・本社会実験の目的・趣旨に合っていること。

・自らのアイデアを責任持って実施できる、15歳以上の個人・団体であること。

※18歳未満の個人・団体は20歳以上の方の同意書の提出をお願いします。

・原則としてEメールによる連絡が可能であること。（運営者との連絡をEメールで行うため）

- ・新型コロナウイルス対策ガイドラインに従い実施すること（誓約書を提出頂きます）。
- ・公序良俗に反する内容でないこと。
- ・暴力団又は暴力団員でないこと。
- ・暴力団関係者と密接な関係を有しない個人・団体であること。
- ・政党その他の政治団体等の政治活動、布教その他の宗教上の活動を目的としないこと。
- ・実施後はアンケートに協力すること。

5. 応募方法

まちづくり甲府まで以下の申請書類を提出頂きます。

(1) 提出方法：直接ご持参頂くか、FAX：055-233-2131、Eメール：bank@kofucci.or.jp

(2) 申請書類：

- ①広場使用申込書
- ②広場活用事業概要
- ③広場活用事業レイアウト図
- ④誓約書
- ⑤乗り入れ車両確認書（搬入車両などがある場合）

※飲食を伴う出店をする方は別途以下の届出をして頂くことになります。

- ①保健所への届出書
- ②消防への届出書（調理などで火器を使用する場合）

(3) 申請書類の取得方法：

まちづくり甲府にて配布、まちづくり甲府のHP (<https://www.genkinamachi-kofu.com/>)

6. 公園で禁止されている行為（山梨県都市公園条例より）

- ・公園施設の損傷又は汚損
- ・竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらの損傷
- ・土地の形質の変更
- ・鳥獣類の捕獲又は殺傷
- ・はり紙若しくははり札又は広告の表示
- ・ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- ・たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- ・立入禁止区域への立入り
- ・指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

7. 広場使用料・手数料

使用料と手数料を合算した金額をお支払いいただきます。

(1) 使用料

山梨県へ払う占用料（設置物の面積に応じてかかる料金）、制限行為に関する使用料（公園利用を制限した面積に応じてかかる料金）の実費をご負担頂きます。

（２）手数料

・営利事業：3,000円 ・非営利事業：1,000円

（３）支払い方法

指定の口座に振込みをお願いします。

・山梨中央銀行 柳町支店 普通 口座番号 569142 名義：(同) まちづくり甲府

（４）キャンセル料

山梨県へ使用料支払い後に、事業実施をキャンセルした場合はつきましては、原則使用料・手数料の返金は致しかねます。

8. 申込～実施の流れ（申請から事業実施までに最低3週間ほどかかります）

- ①事前相談・空き状況の確認（広場使用者→運営者）
- ②申し込み（広場使用者→運営者）
- ③選考（運営者）
- ④実施内容の調整（運営者→山梨県：実施内容について事前相談）・・・約1週間
- ⑤使用者へ内定通知（使用不可の場合は落選通知）（運営者→広場使用者）
- ⑥山梨県へ許可申請・許可決定（運営者→山梨県）・・・約2週間（申請から許可まで）
- ⑦使用者へ許可の可否連絡（運営者→広場使用者）
- ⑧使用料・手数料の支払い（広場使用者→運営者→山梨県）
- ⑧現地確認、実施時の注意事項説明（運営者・広場利用者）
- ⑨イベント等実施（広場利用者・（運営者））

9. 実施当日の注意

①関係法令等の遵守

・広場使用の際は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）、及び、広場使用規約を遵守してください。

・広場の占用許可以外に関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者側で必要な届出、許可申請等の手続きを行ってください。

・飲食営業を実施する場合は、事前に実施内容を所轄保健所（甲府市保健衛生課）に相談してください。

・食中毒対策等のため、PL保険（生産物賠償保険）等の加入を推奨します。

・火気を使用する器具等を取り扱う場合は、事前に露店等の開設届出書を消防本部（予防課）へ提出してください。 ※記入例は消防本部WEBサイトをご確認ください。

②新型コロナウイルス対策

・山梨県の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに従って実施してください。

- ・イベントの実施にあたり誓約書をご提出頂きます。

③搬入・搬出

- ・広場使用については、**原状回復**が基本です。設営物の搬入出時や実施中は、会場保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。
- ・広場の設備等を損傷した場合、その回復に要する費用は広場使用者の負担となります。
- ・搬入出の際は通行者の安全を最優先し、広場使用可能時間内で行ってください。
- ・広場に日常的に設置されている設置物の取り外しは出来ません。また、糊付け、くぎ打ち等、原状に戻すことの出来ない行為は原則出来ません。
- ・床がタイル張りの広場に重量物を設置する場合は、コンパネ等で十分な養生をしてください。
- ・延長コードを使用する場合は、通行者が転倒しないようにコンセント（配電盤）から使用場所までのコードはできるだけ広場の隅を這わせ、ケーブルプロテクター等で養生してください（電源を利用する場合は別途費用がかかります）。

④設置物のウエイトについて

- ・のぼり、パラソル、テント、ステージ等の設置物は、倒れないよう固定してください（芝生などへのペグや杭を打ち込むことは禁止されています）。
- ・ウエイトの貸出はありませんので、広場使用者でご用意ください。

⑤設営物・掲示物の管理

- ・実施中および搬入出時における設営物の保護・管理については、広場使用者で行ってください。

⑥チラシ等の表示

- ・広場使用に伴い、チラシ等を作成した場合には、広場にあるサインボードに掲示させていただきます。また、電子データをご提供いただける場合は、社会実験 SNS ページにて、広報させていただきます。

⑦衛生管理

- ・床面を汚損するおそれのある場合は床面の養生を行ってください。
- ・使用後は、現状復旧し、周辺も含めて清掃を行ってください。
- ・発生したゴミについては、当日持ち帰ってください。
- ・施設の破損、傷の付着、着色等が確認された場合は、補修工事費等実費を請求させていただきます。

⑧広場使用者の責任

- ・広場使用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品等の盗難、破損等のすべての事故について、その責は広場使用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。（イベント保険等へのご加入をお勧めします。）

⑨周辺環境に関する配慮

- ・実施内容に対する苦情は、誠意をもって、広場使用者にて対応してください。

・運営者に連絡がきた苦情についても、広場使用者に連絡しますので、必ず現地にて対応し、結果を運営者にご報告ください。

・通行者や周辺施設から苦情が寄せられた時は、イベントを中止していただく場合があります。

・広場は公共的な空間であることを考慮し、周辺利用者や通行者が不快に感じる行為や支障がでる行為（過度な呼び込み等）はご遠慮ください。場合によっては、音量制限や内容の変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

⑩駐車場

・広場使用者、来場者用の駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。

※交通マナーを遵守してください。路上駐車、迷惑駐車などは厳禁です。

⑪会場デザインルール

・シートをご利用の場合は、景観に配慮することとし、来街者から見える範囲でブルーシートを使用しようとする場合は、運営者へご相談下さい。

・販売行為などを行う場合は、原則、シートなどを敷いた床面へ直置きでの販売を禁止しています。

・実施当日にのぼり・看板を設置予定の場合は、事前に運営者へご相談ください。本数などを制限する場合があります。

⑫その他

・受付時、参加者に対するアンケートの周知にご協力ください。

・実施当日は運営者の指示に従ってください。

・本要項の記載事項や当日の運営者の指示に従わない、また実施イベントがプロジェクトの趣旨にそぐわない内容であると判断された場合、使用をお断りする場合がございます。

・その他定めのない事項に関しては、運営者と協議の上、善良に対処してください。

10. 実施後

・実施後は、今後のまちなか広場の活用促進のため、アンケートにご協力をお願いします。
記録のため、実施の様子がわかる写真の提供をお願いします。

11. 運営者（お問合せ先）

LLC まちづくり甲府（申込み・連絡窓口）：055-233-2260 Email：bank@kofucci.or.jp

甲府市都市計画課：055-237-5814